

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 令和 8 年度長崎市版 GX 推進事業業務委託
- (2) 業務内容 令和 8 年度長崎市版 GX 推進事業業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 7,700,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

ただし、提案者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力事業者」という。）がある場合、(9)の要件については、提案者か協力事業者のいずれかが満たすこと。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第 2 項に該当しないと認められるものであること。
- (2) 参加資格確認通知書及び参加要請書の通知日までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「研修・講演、講師派遣」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 他の提案者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 他の提案者の協力事業者でないこと。（協力事業者が他の提案者の協力事業者になることは可。）
- (9) 令和 3 年 4 月から本業務公告日までに完了した業務で、本業務と同種業務の実績が 1 件以上あること。

なお、同種業務の実績とは、企業の経営支援又はそれに類する業務実績とする。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に下記（２）まで連絡するものとする。

（１）説明書の交付期間

公告日から令和 8 年 6 月 23 日（火）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

（２）説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号（14 階）

長崎市経済産業部新産業推進課（電話：095-829-1273）

4 参加表明の手続き

（１）提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務等実績調書（様式ウ）

（２）提出期限

令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時 30 分まで【必着】（提出期限内に上記 3（２）に到達していること。）

（３）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

なお、電子メール及び F A X による提出は受け付けない。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

ただし、2 提案資格（9）については、提案書の提出時に確認することとし、提案資格を満たさない場合、参加表明書及び提案書を無効とする。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

【通知予定日】 令和 8 年 5 月 22 日（金）

6 説明書等に対する質問に関する事項

（１）受付方法

説明書等に対する質問は、質問書（様式ク）に記載の上、電子メールにより下記（３）に送信すること。

併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年5月22日(金)午後5時30分まで【必着】

(3) 質問書送信先

長崎市経済産業部新産業推進課

E-Mail: shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年5月29日(金)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ケ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書7(1)のとおり

(2) 提出期限

令和8年6月24日(水)午後5時30分必着(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。

なお、電子メール及びFAXによる提出は受け付けないの。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会において1次審査(書面審査)を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング(説明及び質疑応答)を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) 実施予定日

令和8年7月3日(金)

※詳細は別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。

(3) 持ち時間

説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を実施する。持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。なお、詳細については別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。

(4) 出席者

2人以内とする。

(5) その他

説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

※気象状況等によりテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和8年7月7日（火）（予定）に通知する。

(1) 評価基準

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績調査書(様式ウ) 令和3年4月から本業務公告日までに完了した業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 ※同種業務とは、企業の経営支援又はそれに類する業務をいう。 10点:同種業務の実績(内容・成果)が5件以上ある 8点:同種業務の実績(内容・成果)が4件ある 6点:同種業務の実績(内容・成果)が3件ある 4点:同種業務の実績(内容・成果)が2件ある 2点:同種業務の実績(内容・成果)が1件ある	10
	実施体制	組織調査書(様式イ) 配置予定者調査書(様式エ) (1)業務に応じた担当者の配置や構成が明確な場合、(2)業務に応じた確かな資格や経験等を有する人材を担当者として配置されている場合、(3)長崎市内に担当者が常駐する等、迅速・柔軟に対応できる場合等を総合的に評価する。 5点:(1)~(3)のいずれにも該当する場合 3点:(1)~(3)のうち2項目該当する場合 0点:(1)~(3)のいずれにも該当しない場合	5
担当者評価	主任担当者及び担当者の同種業務の実績	配置予定者調査書(様式エ) 令和3年4月から本業務公告日までに完了した業務について、主任担当者及び担当者の同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 5点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が5件以上ある 4点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が4件ある 3点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が3件ある 2点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が2件ある 1点:主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が1件以下	5
実施方針等評価	業務理解度※	業務の実施方針(様式カ) 本業務の目的、内容の理解度を評価する。 10点:本業務の目的、条件、内容を十分に理解している 6点:本業務の目的、条件、内容のいずれかにおいて理解不足である 0点:本業務の目的、条件、内容のすべてにおいて理解不足である	10
		業務の実施手法(様式キ) (1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 5点:(1)、(2)のいずれにも該当する場合 3点:(1)、(2)のいずれかが該当しない場合 0点:(1)、(2)のいずれにも該当しない場合	5
提案内容評価	啓発セミナー※	脱炭素を単なる環境対策としてではなく、経営課題の解決や企業成長に結びつく戦略としてわかりやすく提示できているか。また、専門用語に偏らない平易な表現により経営上のメリットを効果的に訴求し、これまで脱炭素経営に関心のなかった事業者に対しても関心喚起と行動変容につながる提案となっているか。さらに、集客力の観点も含めて評価する。 15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:標準的である 6点:やや劣っている 0点:劣っている	15
	伴走支援※	企画書(任意様式) 専門技術・知見に基づく現状分析を適切に行うとともに、各事業者の経営状況や課題に応じて脱炭素経営の手法を活用した具体的かつ実行可能な支援内容・手法を提示できるか、また、事業者の継続的な取組を前提とし、成果創出まで見据えた実効性の高い提案となるかを評価する。 20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:標準的である 8点:やや劣っている 0点:劣っている	20
	実践事例の共有※	脱炭素経営に関心を持っているが実行に至っていない事業者に対し、取組効果や経営上のメリットが明確に伝わる実践事例が提示されているか。また、他事業者への横断的な展開可能性を有し、イベントの集客につながる提案となっているかを評価する。 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:標準的である 4点:やや劣っている 0点:劣っている	10
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積書(様式オ) 業務規模と大きく乖離がないか等、業務コストの妥当性について評価する。	20
合計			100

- 「※」の評価項目はヒアリング時に審査する。
- 合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
- 「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

(2) 特定審査委員会 委員名次のとおり

区分	所属	職名	氏名
委員長	経済産業部	部長	大賀 史郎
委員	経済産業部	政策監	久保 洋
委員	経済産業部産業雇用政策課	課長	中道 大介
委員	環境部環境政策課	課長	松島 健児
委員	環境部ゼロカーボンシティ推進室	室長	小川 清司

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を3(2)の場所に届け出なければならない。

12 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号(14階)

長崎市経済産業部新産業推進課(担当 古屋)

電話 095-829-1273

E-Mail shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp